

2020 年 9 月



税務アップデート

目次:

- ▶ 会計及び監査に関する法律違反に対する罰則の適用延期
- ▶ 2021年の祝日
- ▶ e-Taxでの月次税務申告書のオンライン提出の継続
- ▶ 外国人雇用枠の特別利用
- ▶ キャピタルゲイン税の導入

会計及び監査に関する法律違反に対する罰則の適用延期

(2020 年 9 月 11 日付 経済財政省(Ministry of Economy and Finance、以下「MEF」) 通達 第 007 号)

2020 年 9 月 11 日、MEF は 2020 年 6 月 1 日付の政令第 79 号に記載された会計及び監査に関する法律違反に対する罰則の適用を通達第 007 号の発行日から 1 年間延期しました。この延期は中規模および大規模納税者として商業省(Ministry of Commerce)及び租税総局(General Department of Taxation、以下「GDT」)に登録された企業や法人、及び関連省庁や政府機関に登録された非営利組織にのみ適用されます。国立会計委員会(National Accounting Committee)の会計監査資格を保有するカンボジア公認会計士・監査人協会のメンバーである会計士および監査人には適用されません。

2021 年の祝日

(2020 年 8 月 26 日付 カンボジア王国政府(Royal Government of Cambodia) 政令 第 131 号)

2020 年 8 月 26 日、カンボジア王国政府は政令第 131 号にて 2021 年の祝日を以下の通り、発表しました。

日付	名称
1 月 1 日	新年
1 月 7 日	虐殺政権からの解放記念日
3 月 8 日	国際女性の日
4 月 14 日、15 日、16 日	クメール正月
4 月 26 日	仏誕節
4 月 30 日	王室始耕祭
5 月 1 日	メーデー
5 月 14 日	シハモニ国王誕生日
6 月 18 日	モニク前王妃誕生日
9 月 24 日	憲法記念日
10 月 5 日、6 日、7 日	プチュンバン
10 月 15 日	ノロドムシハヌーク前国王記念日
10 月 29 日	シハモニ国王即位記念日
11 月 9 日	独立記念日
11 月 18 日、19 日、20 日	水祭り

e-Tax での月次税務申告書のオンライン提出の継続

(2020 年 8 月 14 日付 GDT 告示 第 19959 号)

2020 年 8 月 14 日、GDT は更なる告示があるまで、2020 年 3 月 19 日付の GDT 通達第 7705 号のように納税者はスキャンした月次税務申告書とその根拠資料を GDT の e-Tax サービスにアップロードすることができると通知しました。

外国人雇用枠の特別利用

(2020 年 8 月 14 日付 労働職業訓練省 (Ministry of Labor and Vocational Training、以下「MLVT」) 省令 第 277/20 号)

カンボジア人従業員を雇用することが困難であったり、カンボジア人従業員が不足していたりする雇用主は、カンボジア人従業員総数の 10% 以上の外国人雇用枠の特別利用を申請することができます。

追加の外国人従業員のための外国人雇用枠の特別利用のためには、雇用主は以下が求められます。

- ▶ 申請書に各外国人従業員の雇用契約書を添付し、MLVT へ提出
- ▶ MLVT のウェブサイト (www.fwcms.mlvt.gov.kh) で外国人従業員の労働許可証を申請
- ▶ 外国人従業員の労働許可証の料金の支払い
- ▶ 有効なビザ/滞在証明書の取得

キャピタルゲイン税

(2020 年 4 月 1 日付 MEF 省令 第 346 号)

本省令は、居住者と非居住者の両方の納税者が資産を他の者に売却・譲渡した場合のキャピタルゲイン税の徴収の手続と実施方法を定めたものです。本省令は 2020 年 7 月 1 日より適用される予定でしたが、GDT は 2021 年 1 月 1 日よりキャピタルゲイン税を適用することを口頭で発表しました。

定義および税率

- ▶ 居住者とは、カンボジアに住居または主たる居住場所を有する者、または 12 ヶ月間のうち 182 日以上カンボジアに滞在している個人を指します。非居住者とは、カンボジアの居住者ではない個人または法人を指します。

- ▶ 資産の定義は以下の通りです。

資産の種類	定義
不動産	固定資産税の規定で定められた土地、家屋、建物及び土地に付属する構造物
リース	賃貸人と賃借人の間で、賃借人がレンタル料を支払って不動産を占有し、使用することを認める契約。サブリースも含まれるが、ファイナンスリースや特別リース法に規定されている特別リースは除く。
投資資産	民間企業が発行する株式・債券・有価証券
のれん	ライセンス、顧客リストおよびブランド
知的財産	商業利用のための特許、文献、アート、記号・ロゴ、画像、図面
外貨	クメールリエル以外の通貨

- ▶ キャピタルゲインは、資産の売却・譲渡により得た所得が許容される控除額を超えた場合に発生します。キャピタルゲイン税は一律 20%が課税されます。
- ▶ 非居住者がカンボジアの企業の株式を売却した場合、カンボジアでの課税対象となります。これは適用される租税条約の条件に従います。

キャピタルゲイン税の免除

以下の売却・譲渡についてはキャピタルゲイン税が免除されます。

- ▶ 政府が所有する不動産
- ▶ 外国公館、国際機関、その他政府の技術協力機関が所有する不動産
- ▶ 納税者が売却・譲渡の前に少なくとも 5 年間所有していた納税者の主たる住居。納税者が複数の住居を所有している場合、または納税者とその配偶者が異なる住居を所有している場合は、1 つの住居のみが主たる住居とされます。
- ▶ 兄弟姉妹、義父母と義子、義祖父母と義孫の間での所有権または占有権の譲渡を除き、登録税法に規定されている親族間での譲渡
- ▶ 収用法に基づき公益のために売却された不動産

キャピタルゲイン税計算の主な留意点

キャピタルゲイン税が生じるのは以下の時点です。

- ▶ 資産が売却・譲渡されるか、または占有権が設定された時点
- ▶ 資産の所有権が譲渡されるか、または占有権が当局に登録された時点
- ▶ 資産の所有権または占有権を移転するための裁判所の判決または評決が決定された時点

控除可能経費は以下の 3 つの基準を満たす必要があります。

- ▶ 経費が実際に発生していること
- ▶ 経費が経済活動より生じていること
- ▶ 金額はインボイスまたはその他の検証可能な証拠によって立証されていること

許容される経費

- ▶ 不動産は、以下のいずれかの方法で経費の計算を行います。
 - ▶ **みなし経費控除:** 納税者は不動産の売却・譲渡によって得た所得の 80%を控除することができます。
 - ▶ **実費控除:** 紳士者は実際に発生した費用に基づいて控除をすることができます。この方法を使用した場合、実際に発生した費用が譲渡所得を上回った場合には、超過した金額は還付されず、他の譲渡所得のキャピタルゲインの計算上、控除できません。
- ▶ その他の種類の資産については、実際に発生した経費のみを使用することができ、みなし法を使用することはできません。

資産の売却価額および費用

キャピタルゲインの計算では、資産の売却・譲渡価額と費用は以下のように決定されます。

- ▶ **売却・譲渡価額**は、売買契約書及びその他の関連書類に記載された価額に基づきます。契約書に記載された価額が市場価格よりも低い場合、GDT は以下に基づいて資産の売却・譲渡価額を再評価する権利を有します。
 - ▶ 市場価格
 - ▶ 不動産の所有権または占有権の譲渡のための登録税の課税標準の決定に関する省令に添付されている付録で決定された価額
 - ▶ 資産のキャピタルゲイン税の評価のための委員会で決定された価額
- ▶ **資産の費用**は、取得価額およびその取得、占有、売却・譲渡の間に発生した関連費用であり、以下を含みますが、これらに限定されるものではありません。
 - ▶ コンサルティング料
 - ▶ 資産を取得、受領する際に支払われた登録税
 - ▶ 固定資産税・遊休土地税
 - ▶ 登記管理、土地管理に関する費用
 - ▶ 広告費
 - ▶ 手数料

- ▶ 資産評価費用
- ▶ 資産購入のためのローンに関連した管理費
- ▶ 資産の保有期間中の資産購入のために使用したローンに関連する支払利息
- ▶ 資産の維持・改修費用
- ▶ 資産の占有権の設定・保護に関する費用

居住者と非居住者のキャピタルゲイン

キャピタルゲイン税は、カンボジア国外にある資産からキャピタルゲインを生じた居住者にも適用されます。カンボジアで支払うべき税額よりも他国で支払うべき税額が低い場合、納税者はその差額のみをカンボジアの税務当局に支払う必要があります。

非居住者の納税者はカンボジアにある資産にのみ課税されます。

税務申告と要件

納税者はキャピタルゲインが発生してから 3 ヶ月以内に納税し、GDT または地方の税務署に税務申告書を提出しなければなりません。

キャピタルゲイン税が支払われない場合は、資産の所有権または占有権の移転は無効とみなされます。

Contacts

Please contact the below EY professionals from Ernst & Young (Cambodia) Ltd for more information on this update or the Tax Services:

Robert King | Partner | Indochina Tax Leader
robert.m.king@vn.ey.com

Brendan Jame Lalor | Director
brendan.james.lalor@kh.ey.com

Reangsey Darith Touch | Director
reangsey.touch@kh.ey.com

Tepwinuth Chhim | Senior Manager
tepwinuth.chhim@kh.ey.com

小野瀬 貴久 | Partner
takahisa.onose@vn.ey.com

清水 裕介 | Manager
yusuke.shimizu@kh.ey.com

Ernst & Young (Cambodia) Ltd.

5th Floor, Emerald Building
#64 Norodom Boulevard corner Street 178
Sangkat Chey Chumneah, Khan Daun Penh
12206 Phnom Penh, Kingdom of Cambodia

Tel: +855 23 860 450/451
Fax: +855 23 217 805

EY | Assurance| Tax | Strategy and Transactions | Consulting

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, strategy, transaction and consulting services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2020 Ernst & Young (Cambodia) Ltd.
All Rights Reserved.

APAC No. 02220901
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/en_kh